

商品自動車の自動車税(環境性能割)について

自動車税（環境性能割）は、自動車を取得したときに課される税ですが、販売する商品として取得した自動車については、以下の全ての事項を満たす場合に「商品自動車」として取り扱うことができ、課税されません。

1. 新規登録（新車新規及び中古車新規）の自動車ではないこと

2. 取得者が古物営業許可を受けた自動車販売業者であること

古物営業許可証（古物営業法第3条）の写しをご提出いただきます。

3. 自動車販売業者が商品として所有し、かつ販売を目的として展示する自動車であること

4. 自動車検査証の所有者と使用者がともに古物営業許可を受けた同一の自動車販売業者になっていること

自動車検査証の使用者がユーザーの名義であるときは、商品自動車として認められません。

なお、使用者が自動車販売業者であって、所有者が使用者に対する割賦販売業者である場合は、上記の事項に非該当でも差し支えありません。

5. 取得した自動車の実際の用途が社用車、試乗車、車検用代車、リース車、レンタカー等ではないこと

自己の運行の用に供するために取得した場合は、商品自動車として認められません。

また、商品自動車として届け出された自動車であっても、自己の運行の用に供した時点で自動車税（環境性能割）が課されることとなり、自動車税の申告が必要となります。

【商品自動車としての取扱いを受けるための提出書類】

自動車登録後の自動車税申告時に「商品自動車届出書」と古物営業許可証の写し（上記2）をご提出ください。「商品自動車届出書」は、和歌山県税務課ホームページからダウンロードして入手することが可能です。

なお、営業許可証の写しについては、以前に提出済みである場合は省略可能です。

【ご提出・お問い合わせ先】

和歌山県 税務課 分室 〒640-8404 和歌山市湊 1106-10
TEL：073-422-2150 FAX：073-424-1773

商品自動車に関する Q&A

Q. 1 取得した自動車の商品自動車として認められると、なぜ自動車税の環境性能割が課税されないのですか。

A. 1 地方税法第147条第3項において、自動車販売業者が販売のために取得した自動車について、新規登録を受けた場合には環境性能割が課されることが規定されており、新規登録以外の場合には環境性能割が課されることが規定されておりません。

Q. 2 商品自動車の届出は、古物営業許可を受けていれば誰でも可能ですか。

A. 2 販売のために自動車を取得した自動車販売業者が届出をしていただくものになります。自動車販売業者ではない方が取得した自動車については、商品自動車としての取扱いができません。

Q. 3 自動車を新規登録して取得したときは、なぜ商品自動車の取得と認められないのですか。

A. 3 新規登録（中古車新規を含む。）された自動車は、道路を走行する（運行の用に供する）ものとみなされますので、商品自動車としての取扱いができません。

新規登録は、道路の走行にあたり不可欠である反面、道路を走行しない場合には全く不要なものですので、この点から、新規登録を受けたことは道路を走行することと同一視されることとなります。

Q. 4 取得した自動車の所有者と使用者の名義が同一ではないときは、なぜ商品自動車の取得として認められないのですか。

A. 4 商品自動車として取り扱う要件の一つとして、国（現在の総務省）から示された助言に基づき、自動車登録事項の所有者名と使用者名が同一であることを求めています。

また、自動車検査証の使用者が自動車販売業者ではなくユーザーの名義であるときは、販売する商品であると判断できないため、商品自動車として取り扱うことができません。

Q. 5 商品として販売できなかったことを理由として商品自動車を道路で走行させたときは、どのようになりますか。

A. 5 商品自動車を道路で走行させますと、商品自動車としての取扱いができなくなります。商品自動車を道路で走行させる場合は、「自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」をご提出いただき、自動車税の環境性能割が課税される場合は納めていただくこととなります。

Q. 6 お客様の試乗やオークション会場への移動のために道路を走行させたときは、どのようになりますか。

A. 6 商品自動車を道路で走行させる場合は、「自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」をご提出いただき、自動車税の環境性能割が課税される場合は納めていただくこととなります。

なお、営業所の敷地内など道路以外で走行させる場合は、商品自動車としての取扱いが可能です。また、車両運搬車に載せて移動させる（商品自動車自体は道路を走行させていない）場合も、商品自動車としての取扱いが可能です。